

平成 23 年 2 月 23 日
兵警情例規甲第 3 号

兵庫県警察情報セキュリティ委員会運営要領を下記のように定め、平成 23 年 3 月 1 日から実施する。

記

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成 23 年兵庫県警察本部訓令第 1 号。以下「訓令」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、兵庫県警察情報セキュリティ委員会の構成及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

2 定義規定等の適用

訓令に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この要領において適用する。

第 2 任務

委員会は、次に掲げる事項を審議することを任務とする。

- (1) 遵守事項に対する例外措置の適用を受けるための申請を審査するための手続に関すること。
- (2) 情報セキュリティ監査計画（兵庫県警察における情報セキュリティ監査実施要領（平成 23 年兵警情例規甲第 2 号）第 4 の 1 の (2) に規定する情報セキュリティ監査計画をいう。）に関すること。
- (3) 警察情報システム及び兵庫県警察情報システム並びに管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他兵庫県警察における情報セキュリティに関する事項で、委員長が重要と認めるもの

第 3 組織

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

委員長 総務部長

委員 総務部総務課長

総務部県民広報課長

総務部会計課長

総務部情報管理課長

警務部監察室室長

警務部警務課長

刑事部刑事企画課長

刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長

生活安全部生活安全企画課長

地域部地域企画課長

交通部交通企画課長

警備部公安第一課長

サイバーセキュリティ・捜査高度化センターサイバー企画課長
情報通信部通信庶務課長

第4 運営

- 1 委員長は、必要により委員会を招集し、その議事を主催する。
- 2 委員長に事故あるときは、総務部情報管理課長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

第5 分科会

- 1 委員会の事務を補佐させるため、委員会に、分科会を置く。
- 2 分科会は、分科会長及び会員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。
分科会長 総務部情報管理課長
会員 委員の属する所属の課長補佐の職にある者又はこれに代わる者のうち、当該所属の長が指定するもの
- 3 分科会長は、必要に応じて分科会を招集し、議事を主催する。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し分科会への出席を求めることができる。

第6 庶務

委員会及び分科会の庶務は、総務部情報管理課において行うものとする。